

平成 28 年 8 月

TCL COMMUNICAT【N2618】
(TCL Communication Technology Holdings Limited)

を保有されている投資家の皆様へ
ー強制買取<現地効力発生日等>のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、香港の投資会社である TCL Industries Holdings (H.K.) Limited による TCL COMMUNICAT 株式の強制買取の件につきまして、現地保管機関より現地効力発生日等の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : **2016年9月30日** (前回通知：未定)
2. 現地支払開始日 : **2016年10月12日** (前回通知：未定)
3. 強制買取条件 : TCL COMMUNICAT 株式 1 株を、7.50 香港ドルにて買取る
※強制買取代金は、円貨にてお支払い致します。また、「特定口座」の損益計算の取扱いを行わないため、別途確定申告が必要となる可能性があります。
4. 主な実施条件 : ・ **2016年9月14日開催予定**の裁判所集会における承認
(前回通知：開催日未定)
・ **2016年9月14日開催予定**の株主総会における承認
(前回通知：開催日未定)
・ TCL Industries Holdings (H.K.) Limited の親会社である TCL Corp.,の株主総会における承認・可決
・ 現地規制当局の認可
5. その他 : ・ TCL Industries Holdings (H.K.) Limited とその同調者は、TCL COMMUNICAT 全発行済株式の約 69.43%を保有しておりますが、裁判所集会において投票しないことを表明しています。
・ 本強制買取が実施された場合、TCL COMMUNICAT は **2016年9月30日付**で香港証券取引所を上場廃止となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、あくまで情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社